

綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十七号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二〇年 五月三〇日

同 二〇年一月 五日

同 二六年一月 五日

(未施行。その内容は本会のウェブサイトに掲載)

第一章 通則

(定義)

第一条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 弁護士法をいう。

二 連合会 日本弁護士連合会をいう。

三 綱紀委員会 連合会の綱紀委員会をいう(第四条第

一項及び第十七条第七項第五号を除く。)

四 懲戒委員会 連合会の懲戒委員会をいう(第十九条、

第二十四条、第二十九条第二項及び第四十七条第三項を除く。)

- 1 -

五 対象弁護士等 審査又は調査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人をいう。

六 対象弁護士 審査又は調査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士をいう。

七 対象弁護士法人 審査又は調査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された弁護士法人をいう。

八 原弁護士会 異議申出人が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

(委員長等)

第二条 綱紀委員会に委員長及び副委員長三人を置く。

2 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ綱紀委員会の定める順序により、委員長の職務を行う。

(綱紀委員会の招集)

第三条 綱紀委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合会の会長が招集する。

2 綱紀委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間

- 2 -

を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(除斥)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族に関する事案及び弁護士会の綱紀委員会において関与した事案の審査又は調査から除斥される。

2 委員又は委員を代理する予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族が弁護士法人の社員又は使用人である弁護士であるときは、当該弁護士法人に関する事案の審査又は調査から除斥される。

(忌避)

第五条 委員又は委員を代理する予備委員について審査又は調査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 綱紀委員会は、前項の規定による申立てに対し、速やかに、決定しなければならない。

(回避)

第六条 委員又は委員を代理する予備委員は、前条第一項の場合には、回避することができる。

(調査員)

第七条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連

- 3 -

合会の会長が任命する。

2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 調査員は、次に掲げる事務を行う。

一 事案の調査

二 懲戒の手續に関する調査研究

三 前二号に規定するほか、綱紀委員会が必要と認めた事項

4 調査員は、前項第一号の調査に当たつて、委員長の求めにより、綱紀委員会、審査期日又は調査期日に出席しなければならない。

5 調査員は、審査期日又は調査期日において、自ら審査若しくは調査をし、又は意見を述べることはできない。

6 調査員は、委員長の求めに応じて調査の結果を綱紀委員会に報告しなければならない。

7 前三条の規定は、調査員に準用する。

(書記)

第八条 連合会の事務総長は、事務局の職員のうちから、綱紀委員会の書記を指名する。

2 書記は、委員長の命を受けて、審査又は調査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

- 4 -

3 第四条から第六条までの規定は、書記に準用する。

(秘密の保持)

第九条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は、綱紀委員会の審査及び調査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(綱紀委員会の議事の非公開)

第十条 綱紀委員会の議事は、公開しない。

(部会)

第十一条 委員長は、部会を置くときは、一の部会において、弁護士である委員のうちから四人以上、裁判官、検察官及び学識経験者である委員のうちから各一人の部会員を指名する。

2 部長は、部会を総理する。

3 部会は、部長に事故のあるときに、これに代わつて部長の職務を行う部会員の順序をあらかじめ定める。

4 部会は、部長が招集する。ただし、部長が選任される前においては、委員長が招集する。

5 綱紀委員会は、その定めるところにより、この規程に基づいて綱紀委員会が行う審査又は調査を部会に行わせることができる。

- 5 -

6 部会が審査又は調査をした事案については、綱紀委員会の定めるところにより、部会の議決をもつて綱紀委員会の議決とすることができる。

7 第三条第二項、第四条から第六条まで、第七条第四項から第七項まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第十条、第十二条、第二十五条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条第三項、第五十一条から第六十九条まで並びに第七十一条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

8 部会に關し必要な事項は、規則をもつて定める。

(議事録)

第十二条 綱紀委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならぬ。

2 前項の議事録に關し必要な事項は、規則をもつて定める。

(文書の送達)

第十三条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱の書留郵便によつて行う。

- 6 -

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他前項の規定によることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載してこれをなすものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過したときにその文書の送達があつたものとみなす。

(弁護士に対する文書の送達等)

第十四条 対象弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、対象弁護士、その代理人である弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は綱紀委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(弁護士法人に対する文書の送達等)

第十五条 弁護士法人に対する文書の送達は、主たる法律

- 7 -

事務所又は綱紀委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3 前二項の場合を除き、弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。

(弁護士法人の変更等の届出)

第十六条 対象弁護士法人は、弁護士法人規程第七条から第十条までに規定する届出をするときは、その旨を綱紀委員会に届け出なければならない。

(代理人)

第十七条 対象弁護士等は、弁護士又は弁護士法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人は、その社員又は使用人である弁護士のうちから代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下本条において同じ。)、事務所及び所属弁護士

- 8 -

会の名称を綱紀委員会に届け出なければならぬ。代理人の職務を行うべき者を変更したときも同様とする。

3 対象弁護士等の代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人（弁護士法人は、一弁護士法人を一人とする。）以上あるときは、そのうちの一人の弁護士又は弁護士法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象弁護士等は、代理人又は主任代理人を選任したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人にあつては主たる法律事務所の名称及び所在地）及び所属弁護士会の名称を綱紀委員会に届け出なければならない。代理人又は主任代理人を解任したときも同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

一 連合会の会長、副会長、事務総長、事務次長及びその他の職員

二 懲戒委員会の委員、予備委員及び調査員

三 綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 かつて前号に規定する者のいずれかとして当該事案

の審査又は調査に参与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員のいずれかとして当該事案の調査に参与した者

（費用の負担）

第十八条 連合会は、綱紀委員会の審査又は調査に要した費用の全部又は一部を、対象弁護士等に負担させることができる。ただし、対象弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項に規定する決定をするときは、あらかじめ、綱紀委員会の意見を聴かなければならない。

第二章 懲戒請求者の異議の申出及び審査

（異議の申出の方法）

第十九条 法第六十四条第一項の規定による異議の申出（原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていない事案に限る。）は、異議申出書正本一通及び副本二通を連合会に提出してしなければならない。

（異議申出書の記載事項）

第二十条 異議申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議申出人の氏名及び年令又は名称並びに住所
 - 二 弁護士に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあつては、当該弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもつて足りる。）及び原弁護士会の名称
 - 三 弁護士法人に対する懲戒の請求に係る異議の申出にあつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所
の名称及び所在地並びに原弁護士会の名称
 - 四 懲戒の請求をした年月日
 - 五 原弁護士会から懲戒しない旨の通知を受けたときは
その年月日
 - 六 異議の申出の趣旨及び理由
 - 七 会則第六十八条の四第二項の規定による教示の有無
及びその内容
 - 八 異議の申出の年月日
 - 九 異議申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、異議申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その
代表者又は管理人の氏名を記載しなければならない。
 - 十 異議申出人は、前項の場合には、代表者又は管理人の
資格を証する書面を提出しなければならない。
- （異議申出人代表）

- 11 -

- 第二十条の二 複数の懲戒請求者が共同して異議の申出をしたときは、全員の協議により異議申出人代表一人を選ぶことができる。この場合においては、綱紀委員会に、異議申出人代表の氏名又は名称及び住所を書面により届け出なければならない。異議申出人代表を変更し、又は解任した場合も、同様とする。
- 2 前項の規定による異議申出人代表の届出がないときは、綱紀委員会は、異議申出人代表一人を指定することができる。異議申出人代表を解任した旨の届出があつた場合において、新たに異議申出人代表の届出がないときも、同様とする。
 - 3 前二項の規定により、異議申出人代表が届け出られ、又は指定されたときは、異議申出人に対する文書の送付及び通知は、異議申出人代表に宛ててすれば足りる。
（異議申出期間後の異議の申出）
- 第二十一条 異議の申出は、天災その他やむを得ない事由があるときは、法第六十四条第二項に規定する期間の経過後もすることができる。
- 2 前項の規定による異議の申出は、その事由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に行なければならない。
- （誤つた教示による異議の申出）

- 12 -

第二十二條 弁護士会は、弁護士会が誤つて弁護士会に異議を申し出ることができ旨教示した場合において、弁護士会に異議の申出がなされたときは、速やかに、異議申出書を連合会に送付し、かつ、異議申出人にその旨を通知しなければならぬ。この規定により異議申出書が連合会に送付されたときは、弁護士会に異議の申出がされたときに、連合会に異議の申出がなされたものとみなす。

2 弁護士会が誤つて法第六十四條第二項に規定する期間よりも長い期間を異議の申出期間として教示した場合において、その教示された期間内に異議の申出がなされたときは、当該異議の申出は、同項に規定する期間内になされたものとみなす。

(弁護士会に対する記録の提出請求)

第二十三條 連合会は、異議の申出を受けたときは、原弁護士会に対し、その事案の記録の提出を求めることができる。

2 弁護士会は、前項の規定により記録の提出を求められたときは、連合会に対し、遅滞なく、記録を提出しなければならぬ。

(綱紀委員会に対する審査の請求)

- 13 -

第二十四條 連合会は、法第六十四條第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会の審査に付されていないものであるときは、速やかに、綱紀委員会にその事案の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第二十五條 連合会は、綱紀委員会に異議の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象弁護士等に送達し、原弁護士会及び異議申出人に送付しなければならない。

2 対象弁護士等に対する審査開始通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 綱紀委員会に異議の審査を求めたこと。
二 異議申出の内容(異議申出書の副本又は謄本を添付することをもつて代えることができる。)

三 綱紀委員会から出席を求められた審査期日に出席すべきこと。

四 第十七條第一項に規定する代理人の選任ができること。

五 第三十一條第二項に規定する公開の請求ができること。

六 第三十三條第一項に規定する証拠書類等の提出がで

- 14 -

きることを。

七 第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条第一項に規定する申立てができること。

八 第四十二条第一項に規定する証拠書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 原弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に規定する事項を記載しなければならない。

4 異議申出人に対する審査開始通知書には、第二項第一号に規定する事項を記載しなければならない。

(補正及び補正しない場合の却下等)

第二十六条 綱紀委員会は、異議の申出が、法又は連合会の会則若しくは会規に規定する手続に違反するときは、期間を定めて、異議申出人にその補正を求めることができる。

2 綱紀委員会は、異議申出人が前項の補正をしないとき又はその手続の違反が補正できないものであるときは、異議の申出を却下する旨の議決をすることができる。

(手続の併合又は分離)

第二十七条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象弁護士等の意見を聴き、数個の事案の審査を併合し、又は分

離することができる。

(異議申出事案の審査期間)

第二十八条 綱紀委員会は、異議申出事案の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

(審査期日)

第二十九条 綱紀委員会は、事案を審査するため、審査期日を定めることができる。

2 綱紀委員会は、審査期日における審査をした後でなければ、法第六十四条の二第二項の規定により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をすることができる。

3 綱紀委員会は、第一項の規定により審査期日を定めるときは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人に通知しなければならない。ただし、審査期日に出席した者には、次の審査期日を告知するをもつて足りる。

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(対象弁護士の出席等)

第三十条 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、綱紀

委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならぬ。ただし、特別の事情のあるときは、委員長長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、審査期日に出席することができる。

3 綱紀委員会は、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人がともに審査期日に出席しない場合であつても、審査期日を開き、又は審査の手續を終結することができる。

(審査期日の非公開)

第三十一条 審査期日は、公開しない。

2 対象弁護士等の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第三十五条第一項に規定する対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する審査期日を公開する。

3 綱紀委員会は、審査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(審査期日調書)

第三十二条 審査期日における審査の手續の経過については、審査期日調書を作成し、別に規則で定めるところにより、審査期日における審査に関する重要な事項を記載

しなければならない。

(対象弁護士等の証拠書類等の提出)

第三十三条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物又は電磁的記録を提出することができる。ただし、綱紀委員会がその期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(関係人等の資料の提出)

第三十四条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士及び弁護士法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象弁護士の審尋等)

第三十五条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(異議申出人等の審尋)

第三十六条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、異議申出人(異議申出人が官公署又は公私の団体である場合には、その代表者)又は関係人を審尋することができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人は、前項の場合において、異議申出人又は関係人に対して質問することができる。

3 弁護士又は弁護士法人である異議申出人又は関係人は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(審査期日調書への引用)

第三十七条 綱紀委員会が、必要と認めて審査期日における供述を速記者に速記させ、又は録音装置を使用して録

音したときは、その速記録又は録音を反訳した書面を引用添付して審査期日調書の一部とすることができる。

(物件の提出)

第三十八条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、書類その他の物の所持人にその物の提出を求めることができる。

(鑑定)

第三十九条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象弁護士等は、これを忌避することができない。

3 第一項の場合において、綱紀委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第四十条 綱紀委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、必要な場所又は物について検証をすることができる。

2 綱紀委員会は、前項の規定により検証をしようとする

ときは、あらかじめ、その日時及び場所を対象弁護士等
に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(原弁護士会の意見陳述)

第四十一条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案
につき意見を述べることができる。

2 綱紀委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等及
び異議申出人に送付しなければならない。

(記録の閲覧等)

第四十二条 対象弁護士等、代理人及び原弁護士会は、そ
の事案の審査期日調書、証拠書類又は証拠物を閲覧し、
かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場
所は、委員長の指示に従わなければならない。

2 綱紀委員会は、相当と認めるときは、異議申出人につ
いても前項の規定の例により閲覧又は謄写を許すことが
できる。

(主査による調査)

第四十三条 綱紀委員会は、必要があるときは、委員の一
人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 主査委員は、事案の審査のため調査期日を開き、主張
の整理及び証拠調べをすることができる。

3 前項の規定による調査の結果は、綱紀委員会に頭出し

なければならない。

4 第七条第三項から第六項まで、第二十九条第一項、第
三項及び第四項並びに第三十条から第四十条までの規定
は、第二項の調査期日に準用する。この場合において、
「委員長」とあり、及び「綱紀委員会」とあるのは、「主
査委員」と読み替えるものとする。

(請求外事案の処理)

第四十四条 綱紀委員会は、審査開始の後、対象弁護士等
について法第五十六条第一項の規定に該当する非行があ
ると思料するときは、その旨及び事案の内容を連合会の
会長に報告することができる。

2 連合会は、前項の規定による報告を受けたときは、速
やかに、その旨及び事案の内容を原弁護士会に通知しな
ければならない。

(議決及び報告)

第四十五条 綱紀委員会は、審査の終了を終結したときは、
速やかに、事案について議決を行う。

2 綱紀委員会は、前項の規定による議決をしたときは、
速やかに、議決の結果及び理由を記載した議決書を添え
て、連合会の会長に報告しなければならない。

3 前項の議決書には、委員長が署名押印する。

(異議の申出の取下げ)

第四十六条 異議申出人は、連合会が異議の申出につき次に規定する決定等をするまでは、いつでも、その申出を取り下げることができる。

2 前項の取下げは、書面でしなければならない。

3 綱紀委員会は、第一項の規定による異議の取下げがあったときは、審査を終了する旨の議決をする。

4 綱紀委員会は、前項に規定する議決をしたときは、速やかに、書面をもつてその旨を、連合会の会長に報告しなければならない。

5 連合会は、前項の場合においては、対象弁護士等及び原弁護士会に、その旨及びその理由を通知しなければならない。

6 対象弁護士等に対する前項の通知は、第十三条に規定する文書の送達によつて行う。

(連合会の決定等)

第四十七条 連合会は、綱紀委員会が異議の申出を不適法として却下することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を却下する決定をしなければならない。

2 連合会は、綱紀委員会が異議の申出は理由がないとし

て棄却することを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、異議の申出を棄却する決定をしなければならない。

3 連合会は、綱紀委員会が異議の申出につき原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、原弁護士会が対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

4 連合会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないことについての異議の申出につき、綱紀委員会がその異議の申出に理由があると認める旨の議決をしたときは、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

5 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が死亡したことから審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

6 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が弁護士でなくなつたことにより審査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の決定等の通知)

第四十八条 連合会は、前条第一項から第四項までに規定する決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等、異議申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、綱紀委員会が前条第五項に規定する議決をしたときは、異議申出人及び原弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、綱紀委員会が前条第六項に規定する議決をしたときは、異議申出人、原弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 対象弁護士等及び異議申出人に対する前三項の通知は、第十三条に規定する文書の送達によつて行う。

5 異議申出人に対する前条第一項又は第二項に係る第一項の通知には、通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、連合会に対して法第六十四条の三第一項に規定する綱紀審査の申出ができる旨を教示しなければならない。

第三章 連合会の調査請求及び調査

(調査の開始)

第四十九条 連合会は、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、法第六十条第二項の規定により綱紀委員会にその事実の調査を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により事実の調査を求めるときは、綱紀委員会に次に掲げる事項を記載した調査請求書を提出しなければならない。

- 一 弁護士に対する懲戒の事実にあつては、当該弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。）及び所属弁護士会の名称
- 二 弁護士法人に対する懲戒の事実にあつては、当該弁護士法人の名称、主たる法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称
- 三 調査を求めらるる事実
- 四 調査を求めらるる年月日

(調査開始の通知)

第五十条 連合会は、前条の規定により事実の調査を求めたときは、速やかに、調査開始通知書を対象弁護士等に送達し、対象弁護士等の所属弁護士会に送付しなければならない。

- 2 対象弁護士等に対する調査開始通知書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 綱紀委員会に事案の調査を求めたこと。
 - 二 調査を求めた事案（調査請求書の謄本を添付することをもつて代えることができる。）
 - 三 綱紀委員会から出席を求められた調査期日に出席すべきこと。
 - 四 第十七条第一項に規定する代理人の選任ができること。
 - 五 第五十七条第二項に規定する公開の請求ができること。
 - 六 第五十九条第三項に規定する証拠書類等の提出ができること。
 - 七 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十五条、第六十六条第一項及び第六十七条第一項に規定する申立てができること。
 - 八 第六十八条に規定する証拠書類等の閲覧及び謄写ができること。
- 3 対象弁護士等の所属弁護士会に対する調査開始通知書には、前項第一号及び第二号に規定する事項を記載しなければならぬ。

- （手続の併合又は分離）
- 第五十一条 綱紀委員会は、必要があるときは、対象弁護士等の意見を聴き、数個の事案の本章に規定する調査及び第二章に規定する審査を併合し、又は分離することができる。
- （調査請求事案の調査期間）
- 第五十二条 綱紀委員会は、第六十条第二項の規定により事案の調査を求められたときは、六月以内に調査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその他特別の事情があるときは、この限りでない。
- （弁明等）
- 第五十三条 綱紀委員会は、事案の調査にあつては、対象弁護士等に対し、弁明その他陳述の機会を与えなければならぬ。
- 2 綱紀委員会は、連合会から事案の調査を求められたときは、原則として一か月以内に、対象弁護士等からの弁明を聴取し、又は弁明書の提出を求めるとする。
- （調査期日）
- 第五十四条 綱紀委員会は、事案を調査するため、調査期日を定めなければならない。
- 2 綱紀委員会は、前項の規定により調査期日を定めたと

きは、その日時及び場所を、対象弁護士等又は代理人に通知しなければならない。ただし、調査期日に出席した者には、次の調査期日を告知するをもつて足りる。

3 最初の調査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(調査期日外の調査)

第五十五条 綱紀委員会は、調査期日外においても、第六十九条第二項の規定による調査をすることができる。

2 前項の規定による調査の結果は、綱紀委員会に顕出しなければならない。

(対象弁護士の出席等)

第五十六条 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、綱紀委員会から出席を求められた調査期日に出席しなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、委員長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象弁護士及び対象弁護士法人の社員は、調査期日に出席することができる。

3 綱紀委員会は、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人がともに調査期日に出席しない場合であつても、調査期日を開き、又は調査を終了することができる。

(調査期日の非公開)

第五十七条 調査期日は、公開しない。

2 対象弁護士等の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第六十一条第一項に規定する対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋する調査期日を公開する。

3 綱紀委員会は、調査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(調査期日調査)

第五十八条 調査期日における調査の経過については、調査期日調査を作成し、別に規則で定めるところにより、調査期日における調査に関する重要な事項を記載しなければならない。

(対象弁護士等の証拠書類等の提出)

第五十九条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物又は電磁的記録を提出することができる。ただし、綱紀委員会はその期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求

められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならぬ。

(関係人等の資料の提出)

第六十条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 弁護士及び弁護士法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象弁護士の審尋等)

第六十一条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(関係人の審尋)

第六十二条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審

尋することができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員及び代理人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 弁護士又は弁護士法人である関係人は、綱紀委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(供述録取書)

第六十三条 綱紀委員会は、対象弁護士、対象弁護士法人の社員その他関係人の供述を録取して、供述録取書を作成することができる。

2 前項の規定により供述を録取した委員は、供述録取書に署名押印しなければならない。

(調査期日調書及び供述録取書への引用)

第六十四条 綱紀委員会が、必要と認めて調査期日における供述を速記者に速記させ、又は録音装置を使用して録音したときは、その速記録又は録音を反訳した書面を引用添付して調査期日調書又は供述録取書の一部とすることができる。

(物件の提出)

第六十五条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、

対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、書類その他の物の所持人にその物の提出を求めることができる。

(鑑定)

第六十六条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を嘱託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象弁護士等は、これを忌避することができない。

3 第一項の場合において、綱紀委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

(検証)

第六十七条 綱紀委員会は、調査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てにより、又は職権で、必要な場所又は物について検証をすることができる。

2 綱紀委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を対象弁護士等に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(記録の閲覧等)

第六十八条 対象弁護士等及び代理人は、その事案の調査

期日調書又は綱紀委員会の調査期日に顕出された証拠書類若しくは証拠物を閲覧し、かつ、謄写することができる。ただし、その日時及び場所は、委員長の指示に従わなければならない。

(主査による調査)

第六十九条 綱紀委員会は、必要があるときは、委員の一人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 綱紀委員会は、主査委員に命じて事案の調査をさせることができる。

3 主査委員は、事案の調査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをすることができる。

4 第七条第三項から第六項まで、第五十四条及び第五十六条から第六十七条までの規定は、前項の調査期日に準用する。この場合において、「委員長」とあり、及び「綱紀委員会」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

(請求外事案の報告)

第七十条 綱紀委員会は、調査開始の後、対象弁護士等について法第五十六条第一項の規定に該当する非行があると思料するときは、その旨及び事案の内容を連合会の会長に報告することができる。

(議決及び報告)

第七十一条 綱紀委員会は、調査を終了したときは、速やかに、懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認めるか否かについて議決をしなければならない。

2 綱紀委員会は、前項の規定による議決をしたときは、速やかに、議決の結果及び理由を記載した議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

3 前項の議決書には、委員長が署名押印する。
(連合会の決定等)

第七十二条 連合会は、綱紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認める旨の議決をしたときは、速やかに、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない。

2 連合会は、綱紀委員会が懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をしたときは、速やかに、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

3 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が死亡したことにより調査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

4 連合会は、綱紀委員会が対象弁護士が弁護士でなくな

つたことにより調査を終了する旨の議決をしたときは、懲戒の手続を終了する。

(連合会の決定等の通知)

第七十三条 連合会は、前条第一項の規定により懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、対象弁護士等及び対象弁護士等の所属弁護士会に、議決書の謄本を添付して、書面により通知しなければならない。

2 連合会は、前条第二項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたときは、速やかに、対象弁護士等及び対象弁護士等の所属弁護士会に、議決書の謄本を添付して、書面により通知しなければならない。

3 連合会は、綱紀委員会が前条第三項に規定する議決をしたときは、対象弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 連合会は、綱紀委員会が前条第四項に規定する議決をしたときは、対象弁護士の所属した弁護士会及び対象弁護士であつた者に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

5 対象弁護士等に対する第一項及び第二項の通知は、第十三条に規定する文書の送達によつて行う。

第四章 綱紀審査会の調査嘱託及び調査

(綱紀審査会の調査嘱託による調査)

第七十四条 綱紀委員会は、綱紀審査会から綱紀審査に關し必要な調査を嘱託されたときは、嘱託された事項につき調査する。

(指名委員による調査)

第七十五条 委員長は、一人又は数人の委員を指名して、前条に規定する調査をさせることができる。

2 前項の規定により指名を受けた委員は、嘱託された事項を調査し、その結果を綱紀委員会に顕出しなければならない。

(調査結果の報告)

第七十六条 綱紀委員会は、速やかに、嘱託された事項に關する調査の結果を綱紀審査会に報告しなければならない。

2 綱紀委員会は、前項に規定する報告に、資料を添付することができる。

第五章 補則

- 37 -

(細則)

第七十七条 綱紀委員会は、この規程で定めるもののほか、これを実施するために必要な事項を細則で定めることができる。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手續が開始された事案について、この規程を適用する。ただし、施行日前に、改正前の弁護士法第六十一条第一項の規定による異議の申出がなされた事案については、この限りでない。

附則(平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に關する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に關する規程 第一七条、第二〇条、第四三条、第四九条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附則(平成二〇年五月三〇日改正)

第二十条の二(新設)の改正規定は、平成二十年五月三

- 38 -

十日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月五日会規第九一号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会

規 (外国特別会員関係を除く。) の整備に

関する規程 第一七条、第二〇条、第四九

条改正) 抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範
囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二二

年一月一日から施行)